

第2期

佐倉市成年後見制度利用促進 基本計画（案）



令和6年（2024年）3月

佐 倉 市

はじめに

成年後見制度は、認知症などの精神上的の障害やその他の障害等により意思決定が困難となり、契約や財産の管理、日常生活などに支障がある方を支える制度であり、高齢化や核家族化が急速に進む現在、その役割がますます重要になっております。

こうした中、佐倉市では、平成 25 年度に「佐倉市成年後見支援センター」を設置し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所をはじめ、医療・保健・福祉の関係機関が成年後見制度への理解を深め、権利擁護支援を適切に行う地域連携ネットワークによる取り組みを進めております。



「第2期佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」では、従来 of 取り組みを継続、強化しつつ、さらに、市民の皆さまに制度の担い手としてご協力いただくための市民後見人養成、そして活躍支援の展開もより一層推進することとしております。

本計画をさらに促進させるためには、市民の皆さまひとり一人の理解と協力が不可欠であるとともに、地域の需要に対応した関係機関等の相互の緊密な連携が大変、重要になってまいります。

必要な人に必要な支援が行き届くようなネットワークを構築し、より多くの市民の皆さまが成年後見制度を利用できる環境を整えることで、地域全体で支え合うまちづくりが実現できるものと考えております。

今後とも、市民の皆さまひとり一人が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けていただくことができるまちづくりに取り組んでまいりますので、より一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、「成年後見制度利用促進に関する検討会」の委員の方々、ご意見・ご提言を賜りました市民の皆さま、各種団体・家庭裁判所等関係者の皆さまに、心より御礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

佐倉市長
西田三十五

目次

第1章 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画について	1
1 計画策定の意義.....	1
2 計画の位置付け.....	1
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定過程と進行管理.....	3
(1) 計画の策定過程.....	3
(2) 計画の進行管理.....	4
第2章 成年後見制度利用に関する現状	5
1 国の現状.....	5
(1) 国の成年後見関係事件の概況.....	5
(2) 「国の基本計画」の概要.....	6
2 佐倉市の現状.....	8
(1) 佐倉市の高齢者人口の推移と要支援・要介護認定者.....	8
(2) 佐倉市の障害者手帳等所持者数の推移.....	10
(3) 佐倉市の成年後見等首長申立ての実績.....	10
(4) 佐倉市における成年後見利用者数等の推移.....	12
(5) 成年後見人等を受任可能な専門職等の状況について.....	16
(6) 佐倉市における成年後見制度に関する相談支援体制.....	18
第3章 佐倉市の成年後見制度に係るこれまでの取組	19
1 佐倉市成年後見支援センターの設置.....	19
2 市民後見人養成とスキルアップ研修等の実施.....	19
3 佐倉市成年後見制度利用支援事業の見直しと利用費用助成範囲の拡大.....	19

4 成年後見制度に関する実態調査の実施	20
(1) 市民意識調査	20
(2) 地域包括支援センター及び相談支援事業所の支援状況の調査	21
(3) 当事者団体への調査	25

第4章 これまでの佐倉市の課題と取組の結果..... **27**

1 成年後見制度の認知度	27
2 成年後見人等への支援体制	28
3 成年後見人等の不足	28
4 「中核機関」及び「地域連携ネットワーク」	30

第5章 佐倉市の基本方針と成年後見制度利用促進に向けた取組..... **31**

1 佐倉市の成年後見制度利用促進に向けての基本方針と基本目標	31
2 今後の取組	33
(1) 成年後見制度の周知及び啓発の強化	33
(2) 中核機関及び地域連携ネットワークの機能強化	33
(3) 成年後見人等の担い手養成及び支援	37

第6章 資料編..... **38**

1 成年後見制度利用促進に関する検討会設置要綱	38
2 成年後見制度利用促進に関する検討会 委員	40
3 成年後見制度利用促進に関する検討会 開催状況	41
4 佐倉市成年後見等開始審判請求実施規則	42
5 佐倉市成年後見制度利用支援事業実施規則	44

第1章 佐倉市成年後見制度利用促進基本計画について

1 計画策定の意義

平成12年から導入された成年後見制度は、認知症や知的障害その他精神上的障害等により判断能力が不十分であるために、契約等の法律行為の意思決定が困難な方について、家庭裁判所への申立手続きにより、成年後見人等¹を選任してその方の判断能力を補い、生命・身体・自由・財産等の権利を擁護するための制度です。

選任された成年後見人等が、本人に代わって契約を結び必要な介護サービス等の利用を進めたり、不動産や預貯金等の管理を行ったりすることで本人を法的に守ることができますが、全国的に制度が十分に活用されていない状況にあります。

こうした状況の中、国では「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（以下「促進法」という。）が平成28年5月に施行、法に基づき、平成29年3月に「成年後見制度利用促進基本計画」、令和4年3月に「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「国の基本計画」という。）が閣議決定され、権利擁護支援の推進、制度の運用改善、司法による支援を身近にする仕組みづくりが基本的な考え方に据えられました。（P6 参照）

また、市町村においても、「国の基本計画」を勘案した成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに成年後見制度の利用を促進するための機関の設置やその他必要な措置を講ずるよう努めるものとされました。

佐倉市において、認知症、知的障害その他精神上的障害等により自身の財産管理や日常生活等に支障があり支援を必要とする方（以下「権利擁護支援²等が必要な方」という。）へ、包括的な支援が行き届く地域社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画」を策定するものです。

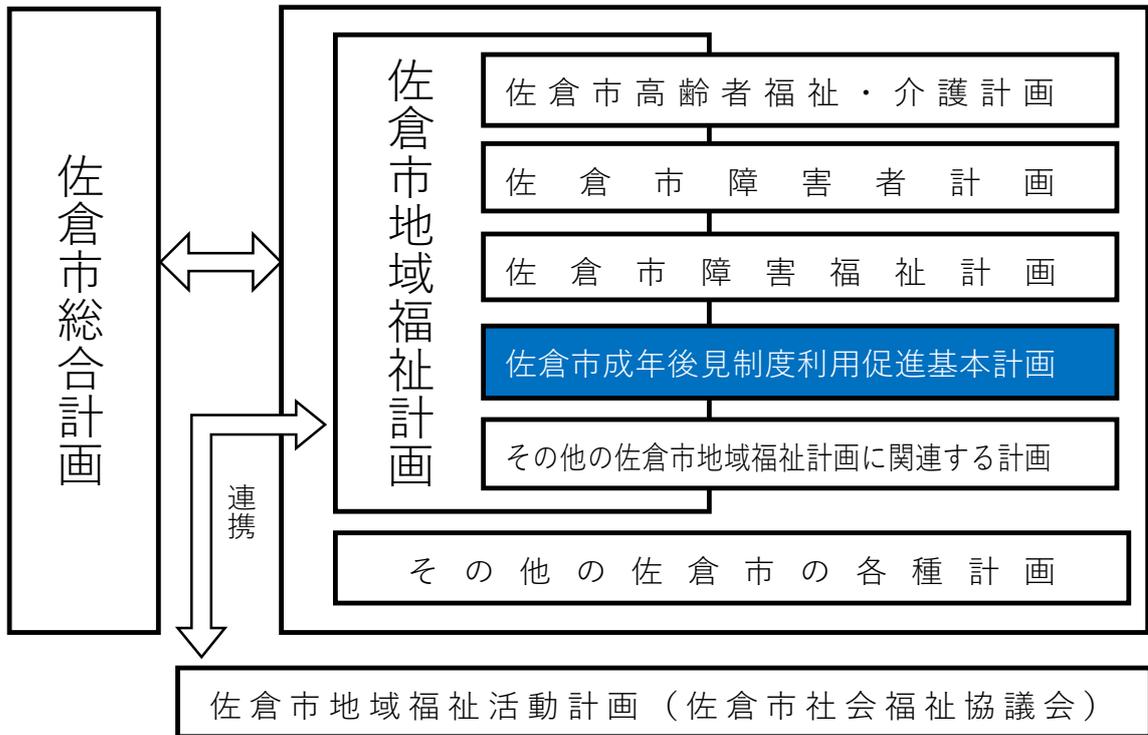
2 計画の位置付け

本計画は、「促進法」第14条第1項の規定に基づく市町村計画として位置付けています。

¹ 成年後見人等：家庭裁判所により、判断能力が不十分な方の権利を守るために選任される援助者等（「成年後見人」（判断能力が欠けていることが通常の状態の方を対象）、「保佐人」（判断能力が著しく不十分な方を対象）、「補助人」（判断能力が不十分な方を対象）、その他監督人等）のこと。

² 権利擁護支援：認知症、知的障害その他精神上的障害が理由で判断能力が不十分な方の権利を守るために行われる支援のこと。

また、「権利擁護支援等が必要な方」への包括的な支援の提供を図るため、「佐倉市総合計画」、「佐倉市地域福祉計画」、「佐倉市高齢者福祉・介護計画」、「佐倉市障害者計画」、「佐倉市障害福祉計画」その他関連する個別計画とも整合性を図りながら策定しています。



3 計画の期間

本計画（第2期）は、令和6年度から令和9年度までの4年間を対象期間としています。

計画	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
総合計画	第5次計画	第5次計画・中期基本計画			
地域福祉計画	第4次計画	第5次計画			
高齢者福祉・ 介護計画	第8期計画	第9期計画			第10期計画 (令和11年度まで)
障害者計画	第6次計画	第7次計画			(令和11年度まで)
障害福祉計画	第6期計画	第7期計画			第8期計画 (令和11年度まで)
成年後見制度 利用促進基本計画	第1期計画	第2期計画			

4 計画の策定過程と進行管理

(1) 計画の策定過程

本計画の策定に当たり、司法関係者、福祉関係者、学識経験者等から意見を広く聴取したほか、当事者団体等からも意見をお聞きしました。

ア 「成年後見制度利用促進に関する検討会」の開催

前期計画策定に際し発足した「成年後見制度利用促進に関する検討会」を引き続き開催し、進捗状況を報告し意見を伺いました。また、令和5年度は、当事者団体等からの調査結果の確認等を行いながら、本計画の策定に向けて検討しました。

イ 関係機関への実態調査

成年後見制度に係る現在の状況や求められているニーズ、今後の課題等について把握するため、市民、認知症や知的障害その他精神上的障害等のある方を支援する機関、成年後見人等受諾団体等に対して調査を行いました。結果を分析、整理した上で施策に反映すべく、計画内容について検討しました。

ウ パブリックコメント

「佐倉市成年後見制度利用促進基本計画（案）」を市ホームページで公表し、市民からの意見を募りました。

年度	計画策定に向けての内容／実施時期	
令和5年度	関係団体への調査（士業 ³ 団体、当事者団体等、相談支援機関、家庭裁判所）	令和5年5月～令和5年6月
	成年後見制度利用促進に関する検討会	第1回：令和5年7月21日 （関係団体への調査結果検討）
		第2回：令和5年10月20日
		第3回：令和6年2月9日（報告）
パブリックコメント	令和5年12月4日～12月18日	

(2) 計画の進行管理

佐倉市は、本計画の円滑な実施に向けて、関係機関や地域の連携体制を活用して、意見の聴取や調整を図りながら、具体的な取組を推進してまいります。

また、計画推進の総合的な点検や評価を行い、必要があると認めるときは、計画の見直し等を行います。

³ 士業：法律に基づく、専門性の高い資格を取得している職業のこと。成年後見制度においては、対象者の生活に直接大きく関わり、公共の安全にも重大な影響を与えるため、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、税理士等が成年後見人として活動している。

第2章 成年後見制度利用に関する現状

1 国の現状

(1) 国の成年後見関係事件の概況

最高裁判所事務総局家庭局の成年後見関係事件の概況（令和4年1月～12月）によると、令和4年12月31日時点における成年後見制度（後見・保佐・補助・任意後見⁴）の利用者数は、合計で245,087人であり、国の第一期計画作成時（平成30年、218,142人）と比較し約12.3%の増加となっています。

申立人の内訳は、第1期計画作成時に二位であった市町村長が最も多く、全体の約23.3%を占め、次いで本人（約21.0%）、本人の子（約20.8%）の順となっています。市町村長が申立てたもの（首長申立⁵）は、9,229件で、平成30年の7,705件に比べ、約19.8%の増加となっています。

主な申立ての動機としては、「預貯金等の管理・解約」が最も多く、次いで「身上保護⁶」となっています。

成年後見人等と本人の関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが、全体の約19.1%（平成30年は約23.2%）となっています。親族以外の第三者が成年後見人等に選任されたものは、全体の約80.9%であり、親族が成年後見人等に選任されたものを大きく上回っています。なお、第三者の中では、弁護士、司法書士、社会福祉士の占める割合が高くなっています。

⁴ 任意後見：本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人（任意後見人）に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を公正証書で結んでおくもの

⁵ 首長申立：認知症や知的障害その他精神上の障害等により日常生活に支障がある方に対し、その方の福祉を図るために特に必要があると認められる場合、市町村長が申立人となり成年後見開始等の請求を家庭裁判所へ行うこと。

⁶ 身上保護：本人の意思を尊重し、定期訪問、医療や介護サービス等の契約・変更等、高齢者向け介護施設等への入退去に係る手続などを行うことで、実際の介護等の行為は含まない。

(2) 「国の基本計画」の概要

「国の基本計画」は、「促進法」に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されたものです。この計画に示されている基本的な考え方と目標は次のとおりです。

1 【基本的な考え方】

- (1) 地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進
- (2) 尊厳ある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等
- (3) 司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

2 【施策の目標】

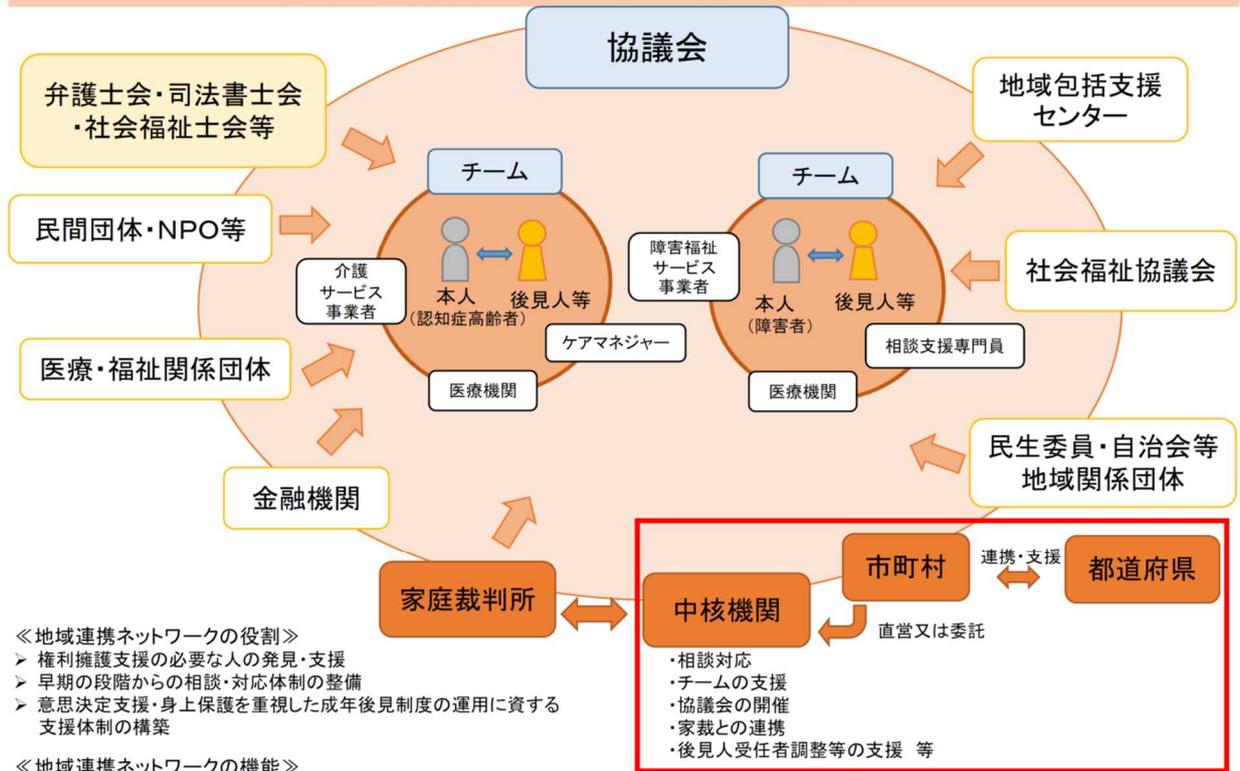
- (1) 成年後見制度の見直し、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討を行い、権利擁護支援を総合的に充実するための検討を行う
- (2) 成年後見制度の運用改善等や、地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む

ウ 【市町村の役割】

- (1) 「地域連携ネットワーク」の「協議会」及び「中核機関⁷」の整備・運営に主体となって取り組む。委託している場合も同様。
- (2) 権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）
- (3) 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施
- (4) 担い手の育成・活躍支援

⁷ 中核機関：「地域連携ネットワーク」のコーディネートを担う中核的な機関。専門知識や、地域の専門職等との連携を図るノウハウ等を持ち、地域での成年後見制度利用促進のための連携や対応強化の推進役を担う機関として市町村に設置することが国の基本計画に示された。

地域連携ネットワークのイメージ



- 《地域連携ネットワークの役割》
- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
 - 早期の段階からの相談・対応体制の整備
 - 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

(出典：厚生労働省作成資料)

2 佐倉市の現状

(1) 佐倉市の高齢者人口の推移と要支援・要介護認定者

佐倉市の高齢者人口及びその割合は、年々増加しており、令和5年3月31日現在で、総人口の33.3%が65歳以上の高齢者となっています。

また、要支援・要介護認定を受けている方も毎年増加しており、令和5年3月現在で8,908人でした。そのうち、認知症高齢者の日常生活自立度⁸の「II」以上と判定された方は、4,770人となっています。

「市内人口等の推移・各年度末現在(外国人含む)」

〔単位:人〕

区分	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月
総人口(A)	176,518	176,059	175,476	174,695	173,216	171,747	171,037
40歳未満	64,474	63,219	61,775	60,429	58,562	56,996	56,109
40歳以上	112,044	112,840	113,701	114,265	114,654	114,751	114,928
40-64歳	59,622	59,397	59,135	58,868	58,438	58,144	58,005
65-69歳	16,696	15,687	14,614	13,521	12,712	11,949	11,352
70-74歳	13,137	14,000	14,437	15,194	16,107	15,954	14,993
75-79歳	10,292	10,930	11,997	12,409	12,018	12,097	12,895
80-84歳	6,569	7,022	7,400	7,759	8,272	8,921	9,455
85-89歳	3,411	3,670	3,831	4,174	4,589	4,992	5,296
90歳以上	2,017	2,134	2,287	2,340	2,518	2,694	2,932
高齢者人口(B)	52,122	53,443	54,566	55,398	56,216	56,607	56,923
高齢化率(B/A)	29.5%	30.4%	31.1%	31.7%	32.5%	33.0%	33.3%
前期高齢者人口(C)	29,833	29,687	29,051	28,715	28,819	27,903	26,345
前期高齢化率(C/A)	16.9%	16.9%	16.6%	16.4%	16.6%	16.2%	15.4%
後期高齢者人口(D)	22,289	23,756	25,515	26,683	27,397	28,704	30,578
後期高齢化率(D/A)	12.6%	13.5%	14.5%	15.3%	15.8%	16.7%	17.9%

⁸ 認知症高齢者の日常生活自立度:高齢者の認知症について、意思疎通の程度、見られる症状・行動に着目し、自立の程度を5区分にランク分けし評価するもの。介護保険要介護認定の審査判定の参考として利用されている。

「市内要支援・要介護認定者の推移・各年度末現在」

〔単位：人〕

項目		平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月
要支援・要介護認定者数		6,866	6,984	7,350	7,681	8,094	8,519	8,908
内訳	要支援1	1,321	1,220	1,257	1,232	1,316	1,366	1,424
	要支援2	1,258	1,335	1,428	1,494	1,513	1,583	1,624
	要介護1	1,118	1,130	1,092	1,150	1,231	1,366	1,451
	要介護2	993	984	1,045	1,140	1,169	1,198	1,225
	要介護3	795	809	900	931	1,018	1,020	1,072
	要介護4	835	891	951	1,031	1,111	1,178	1,273
	要介護5	546	615	677	703	736	808	839

「市内要支援・要介護認定者の『認知症高齢者の日常生活自立度』」

(令和5年3月末時点での要支援・要介護認定者)

〔単位：人〕

ランク	判断基準	人数	
自立	認知症を有しない。	2,131	Ⅱ～Mランク の人数
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。	2,245	
Ⅱ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。	3,116	4,770
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。	1,177	
	Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。	
Ⅲ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。	1,379	
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	1,111	
	Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。	
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。	268	
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。	7	
その他(転入者等)	転入等により市外で要支援・要介護認定調査を受けた等により佐倉市で認知症高齢者の日常生活自立度判定が把握できない者。	127	

(2) 佐倉市の障害者手帳等所持者数の推移

市内の療育手帳の所持者は、令和4年度は1,169人で、平成28年度と比べると割合で約20%増加しています。

精神障害者保健福祉手帳の所持者は、令和4年度は1,872人で平成28年度と比べると割合で約50%増加しています。

また、自立支援医療（精神通院）⁹の利用者は、精神障害者保健福祉手帳と同様に急増しています。

「療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者数・各年度末現在」

〔単位：人〕

		平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月
療育手帳		968	973	1,028	1,080	1,099	1,121	1,169
(内訳)	軽度	349	345	375	403	422	416	437
	中度	249	252	282	288	293	296	309
	重度	370	376	371	389	384	409	423
精神障害者保健福祉手帳		1,220	1,312	1,446	1,571	1,683	1,835	1,872
(内訳)	3級	224	263	316	383	438	501	513
	2級	769	809	885	949	1,010	1,100	1,126
	1級	227	240	245	239	235	234	233
計		2,188	2,285	2,474	2,651	2,782	2,956	3,041

「自立支援医療(精神通院)受給者数・各年度末現在」

〔単位：人〕

	平成29年3月	平成30年3月	平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月
自立支援医療受給者数	2,504	2,600	2,656	2,785	3,130	3,048	3,139

(3) 佐倉市の成年後見等首長申立ての実績

高齢者で、佐倉市長により家庭裁判所へ後見等開始の申立てを行った方は、認知症等により生活維持が困難となり、独居や親族等からの支援が受けられないことが理由となるものが多く、近年、申立件数は増加しています。

⁹ 自立支援医療(精神通院):通院による精神医療について、医療費自己負担額を軽減する公費負担医療制度

また、知的障害その他精神上的の障害のある方で、佐倉市長により家庭裁判所へ後見開始等の申立てを行った方は、両親や兄弟などこれまで支援していた方が不在となり、生活に支障が生じたことが主な理由となります。

「佐倉市長による成年後見等開始審判請求の実績」

高齢者

〔単位：人〕

申立年	件数	内訳（類型）		
		後見	保佐	補助
平成28年	6	6	-	-
平成29年	6	5	1	-
平成30年	14	14	-	-
令和元年	16	14	-	2
令和2年	14	11	3	-
令和3年	16	11	4	1
令和4年	16	12	1	3

数値は各年1月1日から12月31日までの人数

障害者

〔単位：人〕

申立年	件数	内訳（類型）		
		後見	保佐	補助
平成28年	0	-	-	-
平成29年	1	1	-	-
平成30年	1	1	-	-
令和元年	2	-	2	-
令和2年	2	1	1	-
令和3年	3	1	2	-
令和4年	1	1	-	-

数値は各年1月1日から12月31日までの人数

(4) 佐倉市における成年後見利用者数等の推移

住所地（住民登録）が佐倉市にある方で、成年後見制度の申立てを行い、利用を開始した方は、毎年20～40人前後で、高齢者が多くを占めています。

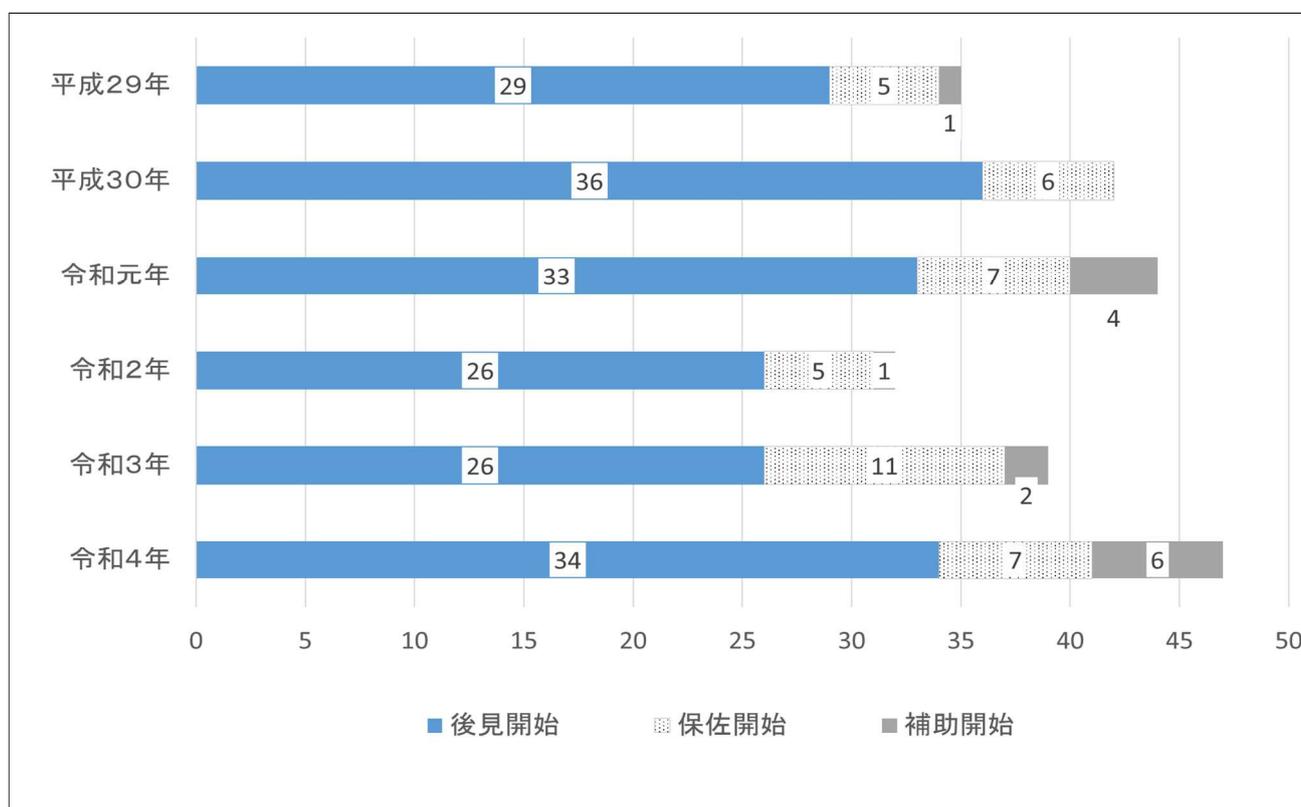
平成30年においては新たに選任された成年後見人等は「親族」が最も多かった（35.4％）ですが、近年では土業の第三者が選任される例が多くなっています。

「新規の成年後見等申立者の数」(本人住所地が佐倉市にあるもの)

[単位:人]

	後見開始		保佐開始		補助開始		合計	
		うち 高齢者数		うち 高齢者数		うち 高齢者数		うち 高齢者数
平成29年	29	24	5	5	1	1	35	30
平成30年	36	30	6	3	0	0	42	33
令和元年	33	23	7	4	4	4	44	31
令和2年	26	22	5	4	1	1	32	27
令和3年	26	23	11	9	2	2	39	34
令和4年	34	30	7	5	6	6	47	41

数値は各年1月1日から12月31日までの人数



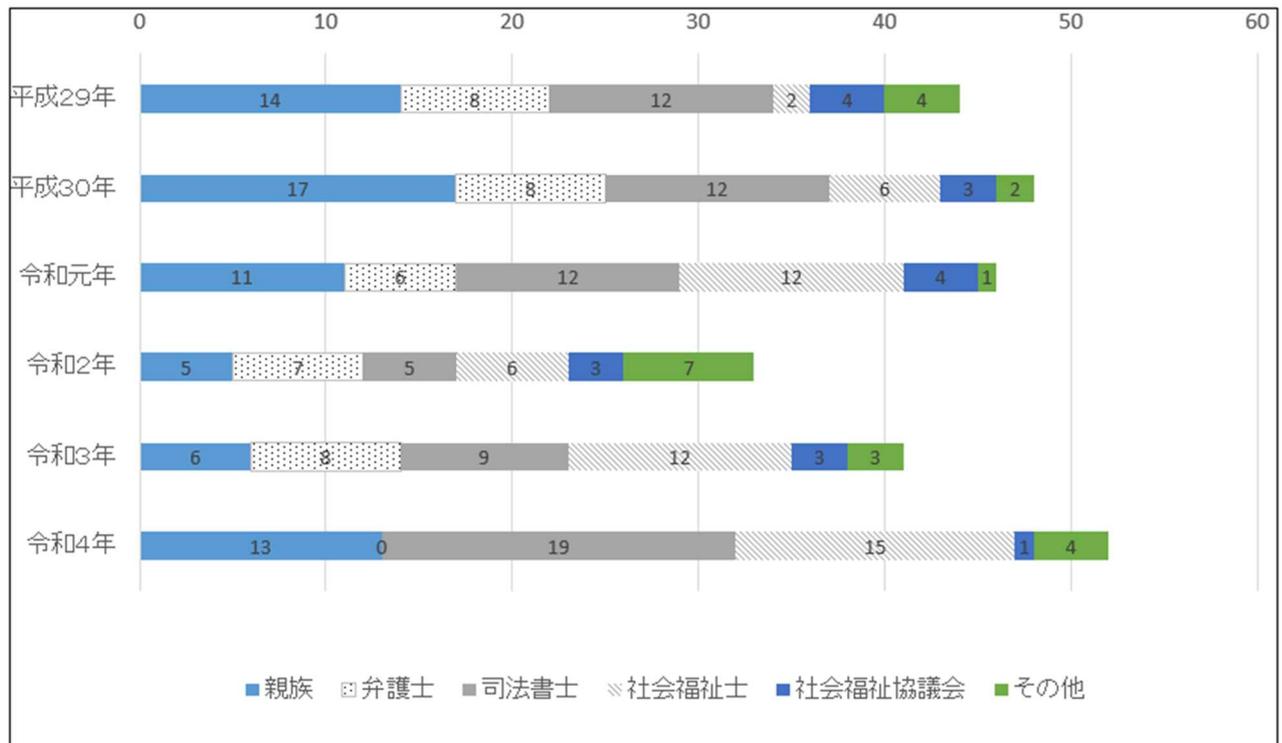
「新規の成年後見等申立に対し選任された後見人等」(本人住所地が佐倉市にあるもの)

単位： 上段 人
下段 全体に対する割合

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	その他	合計
平成29年	14	8	12	2	4	4	44
	31.8%	18.2%	27.3%	4.5%	9.1%	9.1%	100%
平成30年	17	8	12	6	3	2	48
	35.4%	16.7%	25.0%	12.5%	6.3%	4.2%	100%
令和元年	11	6	12	12	4	1	46
	23.9%	13.0%	26.1%	26.1%	8.7%	2.2%	100%
令和2年	5	7	5	6	3	7	33
	15.2%	21.2%	15.2%	18.2%	9.1%	21.2%	100%
令和3年	6	8	9	12	3	3	41
	14.6%	19.5%	22.0%	29.3%	7.3%	7.3%	100%
令和4年	13	0	19	15	1	4	52
	25.0%	0.0%	36.5%	28.8%	1.9%	7.7%	100%

数値は各年1月1日から12月31日までの人数

(注)1件につき複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、事件総数とは一致しない。
また、調査日現在の成年後見人等を対象としているため、調査日が異なると数字が異なることがある。



第2章 成年後見制度利用に関する現状

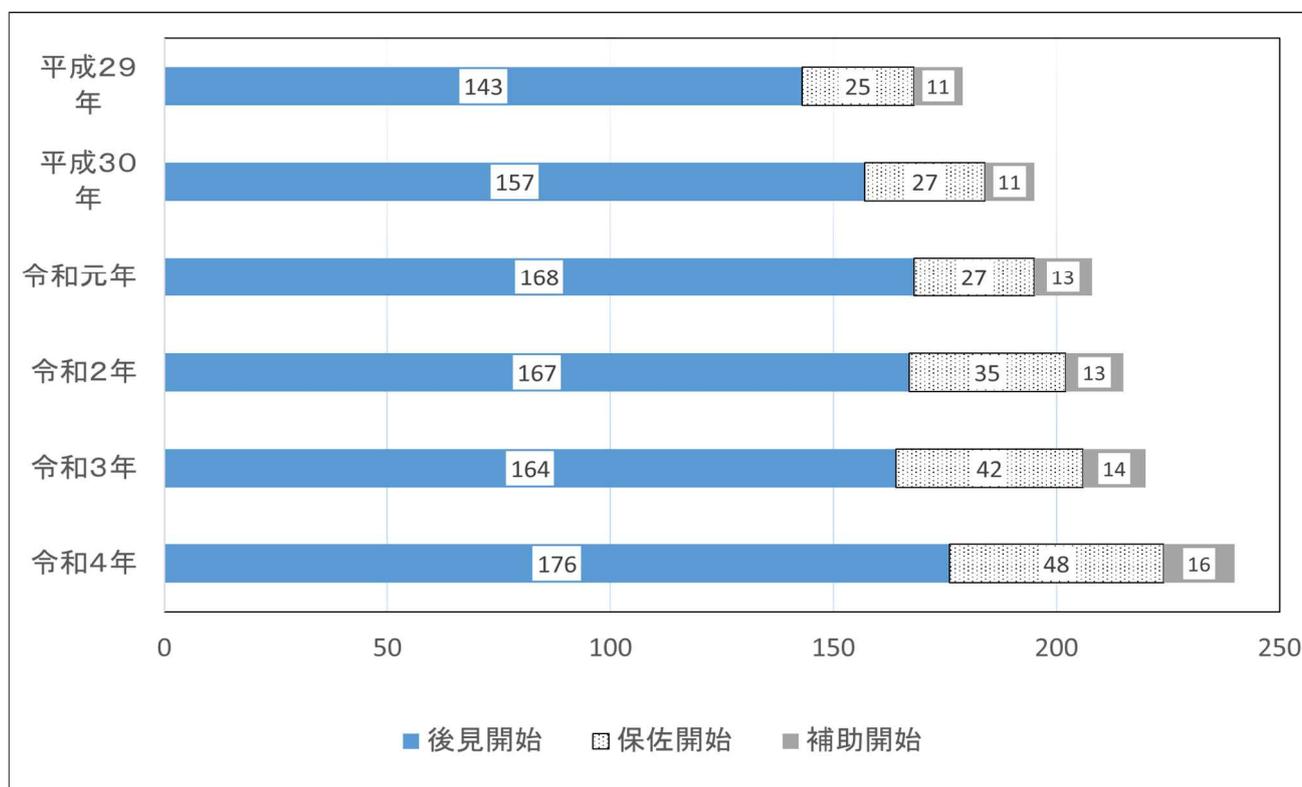
住所地（住民登録）が佐倉市にある方で、成年後見制度を利用している方は、平成30年末現在で195人（高齢者129人、知的障害その他精神上的の障害のある方66人）でしたが、令和4年末には240人に達しています。このうち、後見開始の審判を受けた方が176人、保佐開始の審判を受けた方が48人、補助開始の審判を受けた方が16人となっています。

「成年後見等利用者数」(本人住所地が佐倉市にあるもの)

[単位:人]

	後見開始		保佐開始		補助開始		合計	
		うち 高齢者数		うち 高齢者数		うち 高齢者数		うち 高齢者数
平成29年	143	99	25	14	11	6	179	119
平成30年	157	108	27	15	11	6	195	129
令和元年	168	110	27	14	13	9	208	133
令和2年	167	106	35	19	13	10	215	135
令和3年	164	105	42	24	14	11	220	140
令和4年	176	118	48	28	16	13	240	159

各年の12月31日時点で後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人の数



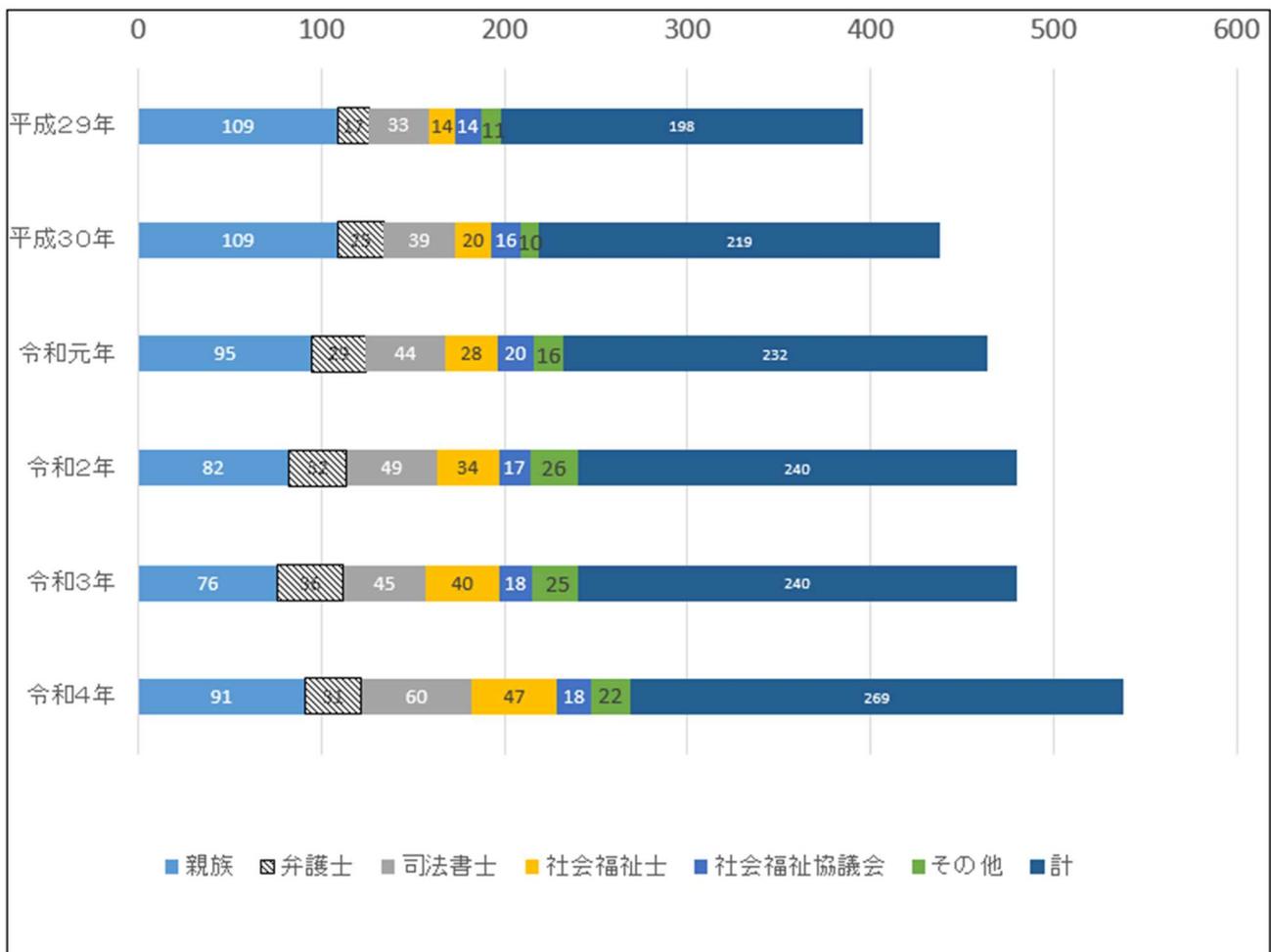
「成年後見人等の本人との関係」

〔単位：人〕

	親族	弁護士	司法書士	社会福祉士	社会福祉協議会	その他	合計
平成29年	109	17	33	14	14	11	198
平成30年	109	25	39	20	16	10	219
令和元年	95	29	44	28	20	16	232
令和2年	82	32	49	34	17	26	240
令和3年	76	36	45	40	18	25	240
令和4年	91	31	60	47	18	22	269

各年12月31日現在の人数

1件につき複数の後見人等が選任されることがあるため利用者数と一致しない。



(5) 成年後見人等を受任可能な専門職等の状況について

成年後見制度の申立てを行った場合の成年後見人等には、前述のとおり、親族以外の第三者が選任される件数が増加傾向にあります。市内の成年後見人等を受任できる弁護士、司法書士、社会福祉士及び行政書士の数は令和5年1月現在で28人と、他の職種を考慮しても市内の専門職のみで成年後見人等を担うことは困難な状況にあります。

このため、親族以外の第三者の成年後見人等は、個人の受任だけではなく、法人での受任（法人後見¹⁰）も行われています。佐倉市社会福祉協議会は、市内の法人後見受任件数が最も多く、令和4年度実績で18件となっています。また、同法人で実施している日常生活自立支援事業¹¹の利用者数も増加傾向にあり、利用者の状況に応じて、成年後見制度への利用支援も行われています。

「千葉家庭裁判所佐倉支部管内及び佐倉市内の主な士業数・後見等受任候補者数」〔単位：人〕

	千葉県 弁護士会	千葉 司法書士会※	千葉県 社会福祉士会	千葉県 行政書士会	合計
千葉家庭裁判所 佐倉支部管内士業数 (前年数)	40 (37)	63 (59)	237 (193)	263 (257)	
後見等受任候補者数 (前年数)	14 (14)	23 (28)	52 (43)	3 (5)	92 (90)
佐倉市内士業数 (前年数)	12 (12)	17 (15)	77 (51)	60 (59)	
後見等受任候補者数 (前年数)	3 (3)	6 (7)	18 (14)	1 (2)	28 (26)

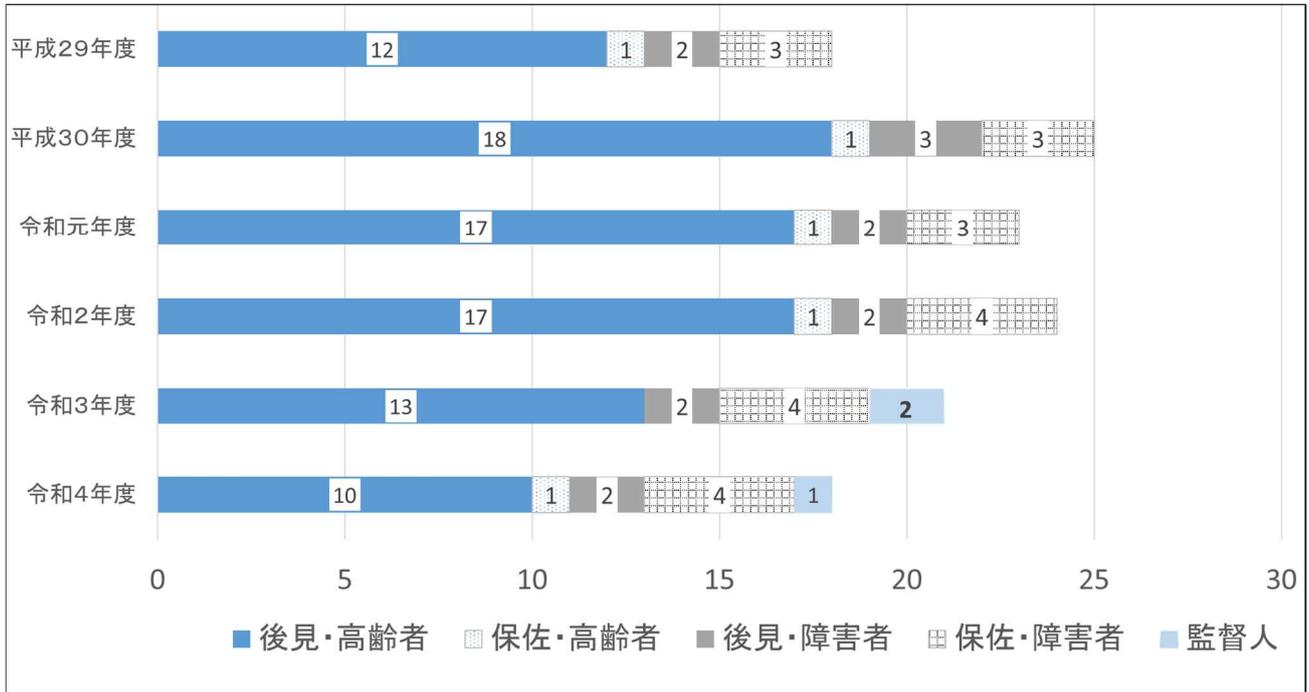
数値は令和5年1月1日及び回答作成日現在現在の人数（各団体提供）

※千葉司法書士会はリーガルサポート千葉県支部提供資料を含む

¹⁰ 法人後見：社会福祉法人や社団法人、NPO法人などの法人が成年後見人等になり、成年被後見人等の保護や支援を行う。

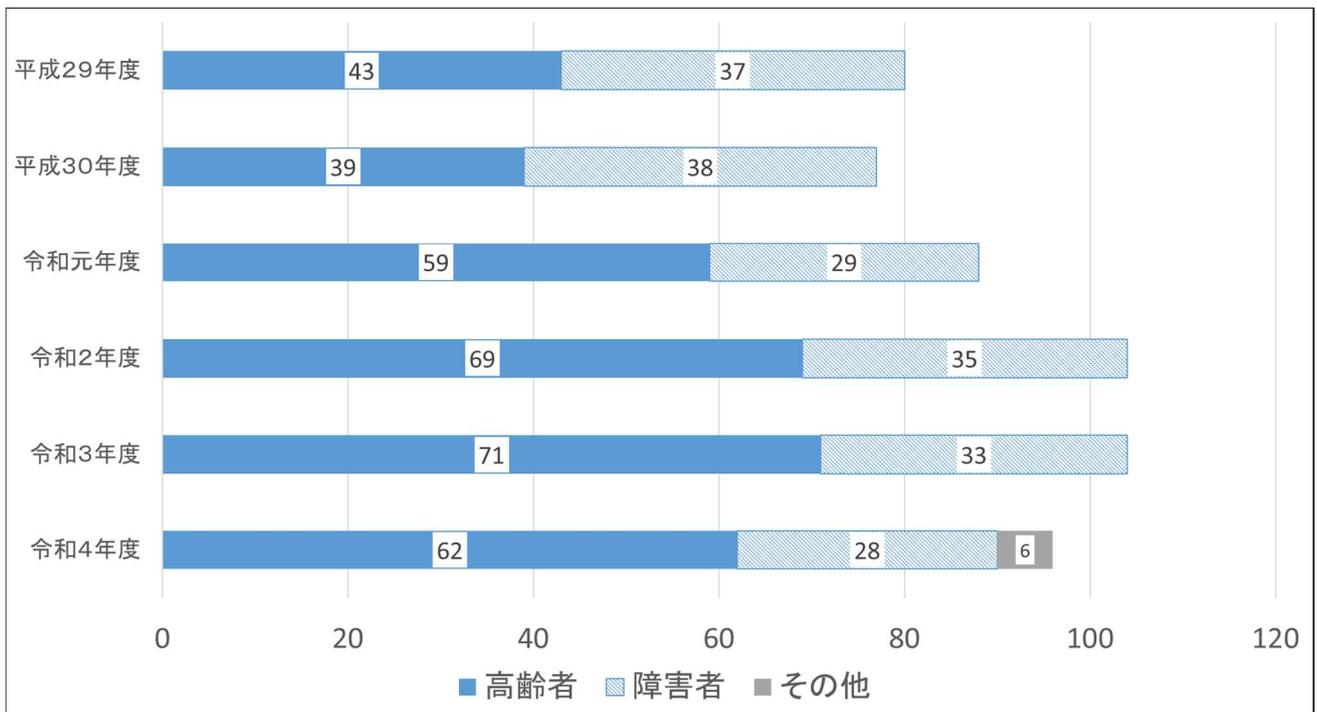
¹¹ 日常生活自立支援事業：認知症、知的障害、その他精神上的の障害等により判断能力が不十分な人が自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、金銭管理や福祉サービスの利用援助等を行うもの。佐倉市では佐倉市社会福祉協議会が実施している。

【参考】「佐倉市社会福祉協議会 法人後見事業 受任状況」



各年度末での受任件数（佐倉市社会福祉協議会提供）

【参考】「佐倉市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 利用者状況」



各年度末での利用者数（佐倉市社会福祉協議会提供）

※その他は身体障害及び手帳未交付の利用者